

委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県マンション管理士会定款（以下「定款」という。）第49条第4項の規定に基づき、当会に設置する綱紀調査委員会及び委員会（以下「委員会等」という。）の任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会等の任務)

第2条 委員会等は、定款第49条第3項に定める委員長及び委員が所掌し、当会の各種業務及び事業を分掌して、それら詳細を企画立案し、実施し、その結果を記録及び報告することを任務とする。

(構 成)

第3条 委員会等は、委員長が参加を要請した会員及び参加を申し出て、定款第49条第3項に定めにより会長が委嘱した会員によって構成する。

2 委員会等には必要に応じて副委員長を置くことができる。

(会員の参加義務等)

第4条 会員は、定款第51条に基づき、委員会又は研究会その他の会務等に参加し、第2条の任務の遂行に協力しなければならない。

(委員会の種類)

第5条 委員会は、定款第49条第2項に基づき、常任委員会及び特別委員会の二つとする。

2 常任委員会は、次条に掲げる任務に当たるため常時設置する。

3 特別委員会は、特定事業等について調査審議をするため、理事会の決定に基づき会長が設置する。

(常任委員会の種類と所管)

第6条 常任委員会は、総務・広報委員会、業務支援委員会、研修企画委員会及び渉外委員会としそれぞれ別表に掲げる事項を所管する。

(事業計画等)

第7条 委員会等の委員長は、毎事業年度の開始前に担当委員会等の当該事業年度における事業計画案を策定し、会長が作成する事業計画の原案として理事会に提出しなければならない。

(運 営)

第8条 委員会等の委員長は、各事業については当該事業年度の事業計画に則って実施するほか、計画外のことを採用するときはあらかじめ理事会の承認を得るものとする。

2 前条によるほか委員会等の運営は、総会及び理事会による既決事項を除き原則として会議において出席者の多数決によって決定する。

(経費の支出)

第9条 委員会等は、予算に定めるところによりその運営に係る費用を支出することができる。

(事業報告等)

第10条 委員会等の委員長は、毎事業年度の終了後に担当委員会の当該事業年度における事業の報告案を作成し、会長が作成する事業報告の原案として理事会に提出しなければならない。

2 特別委員会の委員長は、その任務が終了したとき速やかにその結果を理事会に報告しなければならない。

3 委員長は、委員会等の会議において会の運営に関して意見が提出されたときは、直近の理事会において報告するよう努めるものとする。

(支部との関係)

第11条 定款第9章に規定する支部は、この規程の定めに関わらず、その構成員を対象にして、その能力の向上及び便宜のため類似の事業を実施することができる。

附則

この規程は、平成27年10月19日から施行する。

別表

常任委員会の種類	所管事項	
総務・広報委員会	(1) 人事管理	①会員名簿の整理と管理 ②入退会に関する事務全般 ③新会員加入推進運動
	(2) 文書類の整理・整備と管理	
	(3) 会員へのコンプライアンスの体制整備及び管理	
	(4) 理事会支援	①理事会事務局（開催案内、議事録作成等）
	(5) 什器備品等の整理	
	(6) 委員会支援	
	(7) 支部支援	①支部長会議開催支援 ②支部要望等の取り纏め
	(8) 総会の企画・運営	
	(9) 会計関連	①適正な会計処理の推進
	(10) 広報（会報・IT）	①内部・外部広報 ②ホームページの更新等 ③メーリングリストの整備
	(11) その他理事会から付託された事項	
業務支援委員会	(1) 会員紹介制度の運営	①会員紹介制度規程の見直し整理 ②会員紹介制度事務処理マニュアルの見直し整理 ③制度の運用
	(2) 当会相談会の運営及び支部相談会の支援	①当会相談会の整備 ②相談会の自治体との協働化への模索 ③支部相談会の支援
	(3) 会員のための参考情報の収集整理	①管理士業務マニュアルの見直し整備 ②業務事例、相談事例の収集・分析整理 ③その他の会員必要資料の整備 ④外部新情報の収集整理
	(4) 会員への情報提供	①整備情報の会員専用HPやメールでの発信 ②会員管理士紹介制度による登録業務
	(5) 外部へのPRの実施	①当会の案内パンフレット等の作成及び支部への配布

研修企画委員会	(1) 委員会の構成と運営事項	①会員に対するオリエンテーションの実施
	(2) 定例会の開催と審議事項	①担当する実施班の編制 ②CPDの運営方針の審議
	(3) セミナーの実施	①概ね隔月に全会員を対象に実施
	(4) 研究会との連携	①各研究会の座長による連絡会の実施し、情報の共有を図る
	(5) 自習に有用な情報の提供	①文献、他機関のHP、他機関の催し等から有用な情報を提供
渉外委員会	(1) 支部と協調し、国、県、市、県下行政機関及び関係する諸団体との折衝、協調体制の構築	
	(2) 横浜市マンション管理サポートセンター事業への支援	①相談員公募、配置等
	(3) JSとの関係継続	①業務斡旋等への対応
	(4) 管理組合との関係強化の企画及び実施	
	(5) その他理事会から付託された事項	